

県連ニュース

2010年9月1日発行
栃木県勤労者山岳連盟

10年度県連第3回理事会	1
救急法・救命法講習会のお知らせ	3
2010年クリーンハイク 集計	4
MFA（応急救護手当）講習会のお知らせ（全国連主催）	5
「山はみんなの宝！全国集会」声明文	6
山小屋のトイレ助成、廃止一転残った	6

10年度県連 第3回理事会

10年8月9日（月）

19時30分より 雀の宮地区市民センター

出席者 増田俊雄（悠遊） 八木沢昌通（宇HC） 吉岡昌徳（宇HC） 橋田弘一（宇HC）
森 初芳（アンサンブル） 竹内 律（岳人） 金原 武（マロニエ） 高島 浩（悠遊）
井口利雄（上三川） 荒川克正（野木） 広瀬範子（宇HC）

1、報告事項

① 各部署の活動報告とこれからの活動予定

事務局

2011年度労山カレンダーを100部注文するので、各会のご協力をお願いします。
今年度の各会代表者および県連役員の名簿を、後日、配布する。

組織部

7月25日、谷川岳一の倉南稜の事故報告、および8月29日に予定した中央稜は中止とする。なお、バットレスは予定通り行う。

交流ハイキング実行委員会

7月31日に横根山の下見を行った。

教育部

i 9月25日 救急法・救命法講習会のお知らせ。宇都宮市篠井地区市民センター
9:00~15:00（予定）先着25名まで。9月18日までに竹内さんまで申し込む。
詳細は別紙。

ii 全国ハイキングリーグ学校への参加人数予定

野木山想会 1名 宇都宮HC 3名

栃木県勤労者山岳連盟 発行責任者：増田俊雄 編集責任者：橋田弘一

321-0345 宇都宮市大谷町1109

<http://www.geocities.jp/tochigirosan/>

広報部

県連ニュースの原稿をお寄せいただきたい

自然保護部

- i 金精峠～根名草間の笹刈りを行った。延べ4日間、延べ人数8人。
- ii 金精峠から金精山間の
- iii 第13回労山自然保護講座の案内 別紙

遭難対策委員会・救助隊

第12回全国遭難対策担当者会議の案内

10月2日～3日 労山事務所 詳細は別紙

その他

2、協議事項

① 県連規約の改定について

規約見直しの経過および素案を別紙のとおり提示した。

次回の理事会において、各会の意見をいただきたい。

3、その他

女性委員会について意見交換があった

栃木県連に女性委員会あるいは女性担当の係りが設置されていない。設けるべきではないか。

県連理事に、もっと女性を出すべきではないか

各会のなかで、それぞれに女性の役員のなりてが少ない状況である。

理事として依頼することが、困難なこともある。

なにか女性として、横のつながりの必要性があれば、委員会などではできないのではないか。

“いざ” というときのために

救急法・救命法講習会のお知らせ

MEDIC FIRST AID

2010. 8. 5

栃木県勤労者山岳連盟 教育部

緊急事態はいつ、どこで起こるか分かりません。山中であるならば、様々な危険要因があるなかで、発生の可能性は、益々高いものとなります。

また、生命の危機にかかわるような事故でなくても、応急救急を適切に施すことにより、後遺症を回避することができたり、人体へのダメージを最小限に抑えることができます。

この M.F.A. は、30 年前アメリカで開発され、年々、改良が加えられ、世界的に認知され、最も信頼されている救急・救命法であると言えます。

是非、この機会に習得し、登山や日常生活の中で、万が一の事故に備えていただければ幸いです、

■ 日時 9月25日(土)午前9時～午後3時(予定)

■ 場所 宇都宮市篠井(しのい)地区市民センター

宇都宮市下小池町466-1 TEL028-669-2101

■ 講師 日本勤労者山岳連盟

藤柎 啓志 氏

■ 講演の内容

山での万が一の事故に備える「救急法・救命法の習得」

(怪我の応急措置や心肺蘇生など救命法)

■ 申し込み・定員

定員 25 名 (先着順) 9月18日(土)までにメールかネットで。定員になり次第締め切ります。

教育部 竹内 (電話・FAX028-661-1091)

2010年クリーンハイク 集計 2010年6月5, 6日 実施

参加会名	コース名	参加者 数・人	可燃ご み	不燃ごみ					合計
				瓶	缶	ペット ボトル	粗大 ごみ	不燃ごみ 計	
山人クラブ	半月山	12	1.5	2.0	1.0			3.0	4.5
クラブマウントア ン サンプル	菖蒲が浜	4	0.0					51.5	51.5
上三川 HC	阿世湯	14	3.0	3.0	1.0			4.0	7.0
宇都宮 HC	中禅寺湖 東岸	22	11.5					11.0	22.5
	中禅寺湖 南岸	9	8					33.0	41.0
	中禅寺湖 北岸	22	12.5					10.0	22.5
宇都宮HC合計		53	32.0	0.0	0	0	0	54	86
野木山想会	高山	9	0.3	3.0	3.0			6.0	6.3
	戦場ヶ原	10	1.5		0.5			0.5	2.0
	茶の木平 立木観音	13	0.2	0.5	0.1			0.6	0.8
	鳴虫山	9	12.4		1.6			1.6	14.0
野木山想会合計		41	14.4	3.5	5.2	0.0	0.0	8.7	23.1
宇都宮山の会	赤薙山 6月5日 実施	7						5.0	5.0
マロニエ HC	釈迦ヶ岳、 鶏頂山 6月6日 実施	25	5.5	3	3	1		7.0	12.5
悠遊 HC	奥白根五 色沼コー ス 雪の為回 収なし	20							0
総合計		176	56.4	11.5	10.2	1	0	133.2	189.6

今回はゴミ回収のトラックが巡回してくださり、とても助かりました。

特にドリンクのビン、ビール、一升ビンなどが多く回収 されました

MFA（応急救護手当）講習会のお知らせ（全国連主催）

「MFAプロバイダー養成講座」実施要綱

MFA Basic Plus

MFAとはメディック・ファースト・エイド（MEDIC・FIRST・AID）の略称です。

アメリカで25年以上も前に誕生した市民レベルの応急救護の手当ての訓練プログラムで最新の医学的、そして教育学的情報を盛り込んでアップデートしながら現在まで活動を続けています。教える内容は、手当てのテクニックだけでなく、救助前の安全から感染予防から手当て後のケアまで、負傷者だけでなく救助者の安全や心理的な側面までカバーしています。また、国連関連組織である世界安全機構の支持を受けており、現在、アメリカ、カナダ、ニュージーランド、イギリス、オーストラリア、ギリシャ、日本に国際サービスオフィスを置き140カ国以上で普及している国際的なプログラムです。

- 開催日時：2010年9月25日（土曜）9時～17時
- 開催地：日本勤労者山岳連盟・事務所（東京都新宿区新小川町5-24）
- 参加資格：特になし（労山会員と再受講生には受講費の補助があります）
- 募集人員：3～12名
- 受講費用：18,000円
- 申し込み締め切り：定員になり次第締め切り
- 開催の中止：9月21日までに受講生が3名に満たない場合は中止
- 申し込み：日本勤労者山岳連盟・遭難対策部

講習内容

○ベーシックMFAフルコース+AED

- | | |
|------------------|------------------------|
| ■ 応急手当とケア | ■ 突然の心停止—AEDを使う |
| ■ 緊急事態に気づく | ■ 胸を出して準備してパッドを貼る |
| ■ 救助しようとする | ■ AEDの基本操作 |
| ■ かかわる人の安全 | ■ トラブル解決のためのメッセージ |
| ■ バリア（保護用具）を使う | ■ AEDその他の注意事項 |
| ■ 意識レベルを評価する | ■ 出血のコントロール |
| ■ 背骨の受傷機転 | ■ ショックを管理する |
| ■ 救急隊（EMS）を呼ぶ | ■ 異物による気道閉塞 |
| ■ 生命を支えるための基本スキル | ■ 評価の継続 |
| ■ 気道—頭部後屈あご先挙上 | ■ 重大な病気の警告兆候 |
| ■ 気道の異物を取り除く | ■ 重度の受傷機転 |
| ■ 気道を守る—回復体位 | ■ 四肢（手足）の腫れ、痛み、変形 |
| ■ 呼吸—レスキュー呼吸 | ■ 個々の問題の手当て |
| ■ 循環—胸部圧迫 | ■ 患者を移動する |
| ■ 初期の評価 | ■ 応急手当に伴う精神的なインパクト（衝撃） |
| ■ 意識不明の患者 | |
| ■ 心停止のためのCPR | |

申し込み用紙は全国連のHPにあります

「山はみんなの宝！全国集会」 声明文

声 明 文

6月9日、環境省行政事業レビューで「山小屋トイレ整備補助事業」*に『廃止』の判定が下されました。山に親しみ、自然を愛するすべての人々にとって衝撃的な出来事でした。この事業は山小屋トイレの整備に大きな貢献をしてきたからです。

富士山、日本アルプスなどの高山から身近な里山まで、山は国土の骨格を形成し、美しい日本の山は世界に誇る国民の共有財産です。山の自然を守り、利用するうえでトイレは必要不可欠な施設であり、山小屋トイレは、公衆トイレに代わる公共的役割を担っています。しかも、トイレの未整備や整備が不適切なことによって、自然環境の汚染源になっていることなどから、緊急に整備が必要な山小屋トイレは、いまでも全国に数多く存在しています。

山岳地域においては、トイレ整備にかかる工費は膨大になります。公共的役割も担う山小屋トイレの整備促進には国からの支援が不可欠です。山岳自然環境の保護を図るために、環境に配慮した山小屋トイレ整備の促進を以下の通り強く訴えます。

*正式には環境省の「山岳環境等浄化・安全対策緊急事業費補助」事業

1. 自然公園等での山岳地の公営・民営の山小屋トイレ・し尿処理施設の整備・改善に対し、国からの一層の支援が推進されるよう、特段の配慮を要望します
1. 自然公園等の山岳地を対象に、「山岳環境保全のための利用と施設整備のあり方に関する総合計画」を国は早急に策定することを要望します

以上

2010年7月22日

「山はみんなの宝！ 全国集会」賛同人一同

山小屋のトイレ助成、廃止一転残った

産経新聞 8月11日

環境省は11日、行政事業レビュー(事業仕分け)で「廃止判定」を受けた山小屋のトイレ整備事業の助成を継続する方針を固めた。「利用者負担が基本」というのが仕分け判定の理由だったが、補助金がない場合、登山客は1回1千~2千円の利用料を支払うことになり、登山関係者が「トイレ補助は環境保護に必要」と反発していた。この日、専門家による山岳地域環境保全対策等検討会は「山小屋は公共的な役割を果たしている」とした中間報告案を出した。

検討会の中間報告案は「ティッシュペーパーが散乱し、垂れ流しトイレが今もある」と指摘。山のトイレについて「公共的な民間の山小屋を活用、整備のため5~10年といった一定期間の助成が必要」と結論づけた。ただし、対象地域は国立公園や国定公園に原則限定。有識者による第三者委員会が助成の必要性を判断し、直接山小屋に補助するのではなく、山域ごとの地域協議会などを通じて、計画性と透明性を確保するとした。

百名山ブームなどで特定の山に登山者に集中、特に世界自然遺産を目指した富士山で登山者が残したティッシュペーパーや汚物が散乱、垂れ流しの実態が明らかになった。

国は平成11年から国立公園や国定公園の山小屋がトイレを整備する際、補助事業を開始、10年間で100カ所を整備。山小屋を営む民間事業者や自治体がトイレを建設した場合、事業費1千万円以上は国が半分を補助する。今年度も約1億2000万円の予算で5カ所を整備する予定だ。

しかし、6月に行われた事業仕分けで、「山小屋には競争原理が働かないため、規制で山小屋自身に整備してもらい登山客からの利用料で回収した方が効率が良い」「受益者、汚染者負担の原則から補助は説明がつかない」などという理由で「廃止」と判定された。

山のトイレはかつては貯留式で地中に染みこませたり、沢に垂れ流すなどしていたが最近では、おがくずやカキガラを使って微生物で分解させるバイオトイレが導入されるようになっている。しかし、ヘリで機材を運ばなければならない地域もあり、設備自体も数千万~数億円かかる。

北アルプスで槍ヶ岳山荘など5つの山小屋を運営する「槍ヶ岳観光」の穂刈康治社長は「4000万円かけて1つの山小屋のトイレ整備した。費用を回収するために利用客に1000円の利用料を要求することは事実上困難」と話す。

登山客のマナーの問題もある。ほとんどの山小屋で維持費のために100~200円のチップを入れる箱やかごを置いているが、チップを入れない登山客も少なくない。消耗品の供給や清掃など維持費すらチップで捻出(ねんしゅつ)するのが難しいという。

関連記事

山のトイレの在り方が議論に 1回2000円だったら？

配信元:産経新聞 2010/08/08 【杉浦美香の環境白書】

可憐(かれん)な高山植物、谷から吹くさわやかな風…。夏山登山の醍醐(だいご)味は人それぞれだろう。若い女性や中高年のトレッキング人口が増えている背景の一つとして、山のトイレの整備が進んでいることが挙げられる。そのトイレが、「利用する人が負担するのが基本」を理由に“事業仕分け”の対象となり、環境省の補助金が廃止判定を受けたため、利用料を支払わなければならない可能性が出てきた。議論となっている山のトイレの在り方は—。

「山小屋のトイレは登山者だけではなく、通行だけの客も利用している…」

「必要とする山小屋の半分も整備がすんでいないのに…」

民間の山小屋のトイレ整備に補助金を支出していた環境省の事業が6月、行政事業レビュー(事業仕分け)で「廃止判定」となったことを受け、東京都内で7月22日、危機感を募らせた山小屋や山岳関係者ら約150人が集まって全国集会が開かれた。関係者からは次々と、事業継続を求める声が相次いだ。

山のトイレ問題がクローズアップされたのは、百名山ブームで特定の山に登山者が集中したことにある。特に、世界自然遺産への登録を目指した富士山では、登山者が残したティッシュペーパーや汚物が散乱。沢の水から大腸菌が検出されるなどしたため、一気に問題化した。

国は富士山の頂上など利用者が多い山に公衆トイレを設置するとともに、平成11年度から国立公園や国定公園内にある山小屋がトイレを整備する際、その半額を補助する事業を開始し、10年間で100カ所を整備してきた。今年度も約1億2000万円の予算をかけて、5カ所のトイレを整備する予定だ。

しかし、6月に行われた行政事業レビューで、「山小屋には競争原理が働かないため、規制で山小屋自身に整備してもらい、登山客からの利用料で回収した方が効率がよい」「受益者、汚染者負担の原則から補助は説明がつかない」などという理由で「廃止」と判定された。

おしゃれにトレッキングを楽しむ「山ガール」や中高年のトレッキング人口が増える中、「廃止」判定でトイレ利用料として1000円、2000円を支払わなければならない可能性もある。

■富士山頂のトイレは3億4000万円

山のトイレはかつて、貯留式で地中に染みこませたり、沢に垂れ流すなどしていたが、最近では、おがくずやカキの殻を使って微生物で分解させるバイオトイレが導入されるようになっている。

ただ、規模や立地によってはヘリで機材を運ばなければならず、設備自体も高額だ。

富士山の山頂の公衆トイレは、最新設備を導入したこともあって整備に要した金額は3億4000万円。こうした公衆トイレは特別だとしても、民間の山小屋のトイレ整備でも数千万円～1億円かかることがある。

北アルプスで槍ヶ岳山荘など5つの山小屋を運営する「槍ヶ岳観光」の穂刈康治社長は「国の事業が始まる以前に4000万円かけて1つの山小屋のトイレを整備した。初期費用を含めて回収するために利用客から1000円を徴収できるかといえば、実際は難しい」と話す。

登山客のマナーの問題もある。ほとんどの山小屋や避難小屋では、トイレ改修の有無にかかわらず、維持費として100～200円のチップを入れる箱やかごを置いているが、チップを入れない登山客もいる。

環境省の資料によると、利用者が年間4万7000人と多い富士山五合目の公衆トイレでは1年間にかかる清掃維持費は556万円。しかし、利用客の協力金はその5分の1に満たない97万円相当しかなかった。

中には、利用客の協力金だけで維持費をまかなえるトイレもあるが、多くはトイレトペーパーなどの消耗品の供給や清掃といった維持費すら、チップで捻出(ねんしゅつ)するのも難しいという。

トイレに行く際、財布が入っているリュックを連れに預けて手ぶらで入ってしまい、協力金を入れずにそのまま出てきてしまうといった事情もあるという。いったんトイレを出た後、協力金を入れるために戻るとのことまではしたくない、という事情もあるとみられる。

■一律の入園料徴収は難しく

米国などの国立公園は国有地で、管理者も国であるため入山する前に入園料をとって管理しているが、日本の場合、国立公園といってもすべてが国有地ではない。地主が民間となっている場合もあるなど管理者がばらばらであるため、一律に入園料を徴収することは難しいという。一部では徴収しているところもあるが、たいていの場合は無料だ。

登山者側にしても、利用するたびに金を徴収されるのは不透明であると感じるかもしれない上、せっかくの登山の楽しみを興ざめさせてしまうかもしれない。

登山を楽しませてもらうための維持管理のための入山料として、山のトイレ利用料も含めて最初にそれなりの金額を徴収されるほうが分かりやすいと思うが、徴収のために人を雇うなどして徴収にコストがかかりすぎては元のもくあみになってしまう。

山岳団体自然環境連絡会の松隈豊・自然保護委員は「用をたすためにルートからはずれて遭難や事故につながることもある」と指摘。その上で「山に登るという自覚が足りない人が増えている。便槽に紙を投入しない、ゴミを持ち帰るといった基本的なマナーを守れていない」と訴える。

■「山は国民全体の宝物」

ある山小屋の主から聞いた話だが、山小屋に持参したペットボトル容器をゴミとしておいて帰ろうとした登山客を注意したところ、「自分のものではない」と開き直られたという。

こうした客はごく少数ではあるだろうが…。

事業仕分けを受けて環境省は専門家の委員会を立ち上げており、8月11日に代替案を示す予定だ。委員の一人、吉田正人・筑波大准教授は「一律に補助するのではなく、(1)利用者が多くトイレ整備が必要(2)利用者は少ないが生態系の保全から整備が必要(3)自然破壊につながることもあるため、利用者に携帯トイレを使ってもらうなど、評価してめりはりをつけて補助する必要がある」と指摘する。

登山家の田部井淳子さんは「山は登山者だけのものではなく、国民全体の宝物。山のトイレが未整備で山を汚すと、ふもとの水も汚れることになる。登山は自然の恩恵に国民全体が受けていることを学ぶ機会だが、トイレが汚くては子供や女性が山を嫌いになってしまう」と話す。

小沢鋭仁環境相は「国による山小屋のトイレ整備は個人的には必要だと思っている」と強調。その上で、検討会の結論を踏まえ「どういう対応ができるか判断したい」と述べ、国の支援を継続する方向で検討が進んでいる。

ただ、ある環境省OBは「もともと国や自治体が一から公衆トイレを作り維持管理するよりも、民間の山小屋のトイレの改修工事を補助し、維持管理してもらうほうがコストパフォーマンスがよいという判断から始まったはずなのに、なぜ仕分けの対象になったのか解せない」と疑問を呈していた。

■負荷をかける存在として必要な謙虚さ

国の補助を続ける必要があるという判断が最初からあったのであれば、そもそも仕分けの対象に入れなければよかったのではないかと考えてしまう。いったん廃止した補助を復活するというのであればなおさらだ。検討委を立ち上げ、検討する手間やコストはどうなるのだろうか。

仕分け対象になっても全額認められる場合もあるわけだから、環境省は仕分けに出しても説得できる自信があったということなのか。「仕分け人は山を知らない、山のことを分かっていない」という声を判定後に聞いたが、説得するだけの強い根拠を提示できなかったということではないか、と疑問がわく。

山のトイレ事情に詳しいNPO法人「山のECHO(エコー)」代表理事の上幸雄さんは「山のトイレの在り方だけの問題ではない。どのように山を利用するのか、環境を守るのか。改めて公共財産としての山について考えてほしい」と話す。

そもそも、山での遭難が相次ぐなど山を利用する側のマナー、心構えがそもそも問題になっている。人間はあくまで自然に負荷をかける存在である、として謙虚になる必要があるのだと思う。(杉浦美香 社会部環境省担当)